

告 示

埼玉県告示第五百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	所 在 地	廃止年月日
大和田麻酔科クリニック	熊谷市平戸二〇〇九ドリームハウス一〇二号	令和七年五月一日
朝比奈医院	久喜市西大輪一九二四―一七	令和七年四月三十日
小関医院	八潮市中央一―二六―一三	令和七年四月三十日
おばら内科腎クリニック	富士見市鶴馬二―一七―三六	令和七年四月三十日
にしところざわクリニック	所沢市西所沢一―九―一八第二鹿島屋ビル二階	令和七年四月三十日
たつみ形成皮膚科クリニック	秩父市中宮地町四―三〇	令和七年四月三十日
加須在宅クリニック	加須市三股二―八―一二	令和七年四月三十日

薬局 わかば	薬局 あかはま	有限会社三上薬局	医療法人幡豆会新田 歯科	クリーン歯科医院	マックデンタルクリ ニック	まゆみ矯正こども歯 科	エンジェル歯科クリ ニック
熊谷市銀座一丁目一五二	大里郡寄居町赤浜九六三―一	志木市本町六―一―一〇	草加市金明町道下一八八―一	飯能市栄町一〇―一―一〇一	春日部市大場宇前野一三一五―八	八潮市茜町一―八―四―一F	所沢市元町二八―九フォーラスタワー 所沢一〇六
令和七年五月一日	令和七年五月一日	令和六年十二月十 九日	令和七年四月三十 日	令和七年四月三十 日	令和七年四月三十 日	令和七年四月三十 日	令和七年四月三十 日